
「北海道地球温暖化防止対策条例」及び 「北海道地球温暖化対策推進計画」の 見直しについて

令和4年2月1日（火）
北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課



-
1. 北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて
 2. 北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて
-



温対条例の制定と情勢変化

これまでの主な動き

世界的な動き

- ◆2015年12月 「**パリ協定**」採択
- ※2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す
- ※1.5℃に抑える努力を追求
- ※適応の必要性を提示

国の動き

- 2018年2月 **気候変動適応法**の成立
- 2020年10月 **カーボンニュートラル宣言**
- 2021年4月 **30年度の新目標値を公表（13年度比46%削減）**
- 2021年5月 **改正地球温暖化対策推進法**の成立
- 2021年6月 「**地域脱炭素ロードマップ**」の公表
- 2021年10月 「**地球温暖化対策計画**」を閣議決定

道の動き

- 2008年7月 洞爺湖サミット開催（温暖化対策が主要なテーマ）
- 2009年3月 **地球温暖化防止対策条例制定**（議員立法）
- 2020年3月 **ゼロカーボン宣言**
- 2020年3月 **気候変動適応計画**を策定
- 2021年3月 **温暖化対策推進計画(第3次)**を策定
- 2021年4月 **北海道気候変動適応センター**の設置
- 2021年10月 **条例及び計画の見直し**を環境審議会に諮問

- 2015年パリ協定以降、国内外で「**脱炭素化**」の動きが加速。
- 2020年「**ゼロカーボン北海道宣言**」を踏まえ、温室効果ガスの排出削減（**緩和**）と**気候変動への適応**の取組を進展。

温対条例の見直しについて

1. 考え方

- 現条例では、各主体の責務のほか、**道の取組、事業活動**に関するCO2排出量の報告などの**義務規定、道民生活**における**低炭素な取組**の促進などを規定。
- 今般の温対法改正、道や国のゼロカーボン宣言など条例制定後の国内外の**脱炭素の動きの加速化を踏まえて、所要の改正**を検討

2. ポイント

(1) 平成21年の条例制定後初となる全体的な見直し

⇒ **低炭素から脱炭素（ゼロカーボン）への転換**

(2) 2050年ゼロカーボンを**オール北海道**で推進するための基本的な規範づくり

- ① 道民・事業者・市町村と共有したい**理念**や**めざす姿**
- ② ゼロカーボン北海道を牽引する**道の基本施策**
- ③ 各主体に理解と協力を求める**ライフスタイル**や**事業活動**

3. 進め方

- **昨年10月に審議会に諮問**し、事業者アンケートや若者との意見交換を実施。
- 今後、団体・市町村との意見交換やパブコメなど**様々な方々と丁寧な議論**を行い幅広くご意見を伺いながら、道議会での議論を経て、**R4年度中の改正**に向け検討

-
1. 北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて
 2. 北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて
-

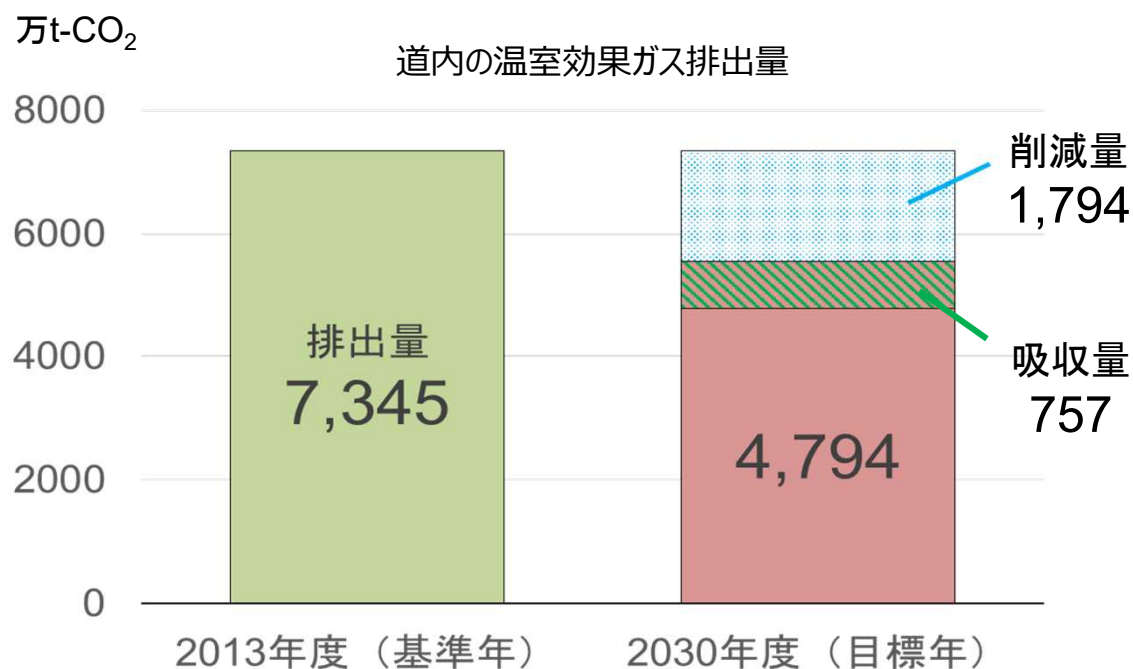


2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上で、2030年度までの削減目標やその達成に向けた取組等を示すもので、令和2年3月に策定

- 長期目標（めざす姿）：2050年までに温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**

「ゼロカーボン北海道」の実現

- 中期目標：2030年度に2013年度比で**35%**（2,551万t-CO₂）削減



主要部門	削減量	削減率
産業	462万t-CO ₂	▲23%
業務その他	295万t-CO ₂	▲29%
家庭	566万t-CO ₂	▲36%
運輸	280万t-CO ₂	▲22%

2,551万t-CO₂
35%削減

吸収源	吸収量
森林吸収源対策	480万t-CO ₂
農地土壌対策	261万t-CO ₂
都市緑化の推進	16万t-CO ₂

※ 基準年は、森林等による吸収量を含んでいない排出量の実績。

■ 計画期間

- 令和3年度から令和12年度まで（10年間）

■ 取組の基本方策

- 豊富な再生可能エネルギーなど本道の地域資源を最大限活用した「**地域循環共生圏**」の創造
- **環境と経済が好循環**するグリーン社会の構築
- 人口減少がもたらす諸課題の解決に繋がる**地域経済・社会の活性化**
- 災害に対する**レジリエンス向上**
- **健康で快適な暮らし**の実現

■ 重点的に進める取組

- 多様な主体の協働による**社会システムの脱炭素化**
- 豊富な**再生可能エネルギー**の最大限の活用
- 森林等の二酸化炭素**吸収源**の確保

1. 考え方

昨年3月の計画策定以降、4月に国の新たな削減目標（46%削減）の表明、6月に地球温暖化対策推進法の改正、10月に温暖化対策計画の改定などの情勢変化を踏まえ、計画見直しを実施。

2. ポイント

(1) 検討事項

- ・現在の削減目標の上積み及び関連する対策・施策

(2) 温対法改正を踏まえた新たな追加事項

再エネ導入や事業者や道民などの削減活動促進等の施策に係る「目標数値」の記載。

(3) 削減目標設定の考え方

- ①エネルギー起源CO₂の削減量は、「省エネ・新エネ促進行動計画」（経済部）の目標値と整合。
- ②森林吸収量は、「森林吸収源対策推進計画」（水林部）の目標値と整合。
- ③その他ガス（非エネルギー起源CO₂、メタン、N₂O、フロン、農地土壌・都市緑化吸収源）の削減量・吸収量は、国計画の目標値や各種統計数値などを踏まえ道内分を算出。

※上記関連計画も、年度内を目途に見直しを行う予定。

3. 進め方

環境審議会に諮問した後、地球温暖化対策部会において調査・審議を行い、パブリックコメントの実施、道議会での議論などを経て、今年度中に見直しを行う考え。